

那覇市公報

第 1 5 6 0 号

毎月 2 回 1 , 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

規 則

- 那覇市霊園条例施行規則の一部を改正する規則(環境保全課)..... 639
- 那覇市物品会計規則の一部を改正する規則(管財課)..... 642
- 那覇市こども政策審議会規則の一部を改正する規則(こども政策課)..... 648

告 示

- 平成 22 年度決算に基づく資金不足比率の公表について(上下水道局企画経営課)
..... 650
- 町の区域の設定について(市街地整備課)..... 650
- 住居表示の実施について(市街地整備課)..... 653
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課)..... 655
- あらたに生じた土地の確認について(市街地整備課)..... 657
- 町の区域の変更について(市街地整備課)..... 659
- 平成 23 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(国保長寿医療課) 659
- 平成 23 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) (国保長寿医療課)
..... 661

公 告

- 住民票の職権消除の公示について(市民課)..... 662

上下水道局告示

- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 663

教育委員会規則

- 那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
…………… 663

監査委員公表

- 平成 23 年度前期定期監査の結果に対する措置について（公表）…………… 664

規 則

那覇市規則第44号

平成23年11月 1 日

那覇市霊園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市霊園条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市霊園条例施行規則(昭和47年那覇市規則第47号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1号様式 [略] 第2号様式 那覇市指令建公第 号 年 月 日 [略] (裏) [略] 第3号様式 [略] 第4号様式 [略] 第5号様式 [略] 第6号様式 [略] 第7号様式 那覇市指令建公第 号 年 月 日 [略] 第8号様式 [略] 第9号様式 [略] 第10号様式 [略] 第11号様式 [略] [第12号様式 別記]	第1号様式(第2条関係) [略] 第2号様式(第3条関係) 那覇市指令 第 号 年 月 日 [略] (裏) [略] 第3号様式(第5条関係) [略] 第4号様式(第5条関係) [略] 第5号様式(第8条関係) [略] 第6号様式(第9条関係) [略] 第7号様式(第9条関係) 那覇市指令 第 号 年 月 日 [略] 第8号様式(第11条関係) [略] 第9号様式(第12条関係) [略] 第10号様式(第13条関係) [略] 第11号様式(第14条関係) [略] [第12号様式 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

第12号様式

墓 地 使 用 台 帳		
[略]		
[略]	許 可 年 月 日	<u>昭和</u> 年 月 日
	墓 完 成 年 月 日	<u>昭和</u> 年 月 日
[略]		
承継者氏名	承継年月日	<u>昭和</u> 年 月 日
	[略]	
承継者氏名	承継年月日	<u>昭和</u> 年 月 日
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

第12号様式(第15条関係)

墓 地 使 用 台 帳		
[略]		
[略]	許 可 年 月 日	年 月 日
	墓 完 成 年 月 日	年 月 日
[略]		
承継者氏名	承継年月日	年 月 日
	[略]	
承継者氏名	承継年月日	年 月 日
	[略]	
[略]		

那覇市規則第45号

平成23年11月 1 日

那覇市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市物品会計規則の一部を改正する規則

那覇市物品会計規則(平成3年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) [略]	(用語の定義) 第2条 [略] (1)～(4) [略] (5) <u>消耗品 次のいずれかに該当する物品をいう。</u> ア <u>使用によってその性質若しくは形状が変質、消耗若しくは損傷しやすい物品又は贈与を目的とする物品</u> イ <u>1品の取得価格が1万円未満の物品(次号イからエまでに規定する物品を除く。)</u> (6) <u>備品 次のいずれかに該当する物品をいう。</u> ア <u>使用によって直ちに消耗せず、通常の状態においてその性質又は形状を失わず比較的長期間の使用に耐える物品(前号イに規定する物品を除く。)</u> イ <u>公印</u> ウ <u>絵画等の芸術的価値が高いと認められる物品</u> エ <u>その他市長が備品として分類する必要があると認める物品</u> (7) <u>重要備品 自動車(二輪のものを除く。)及び1品の取得価格が100万円以上の備品をいう。</u> (8) <u>普通備品 重要備品以外の備品をいう。</u> (分類) 第3条 物品は、次に掲げる区分により分類しなければならない。 (1) <u>備品 使用によって直ちに消耗せず、通常の状態においてその性質又は</u>

形状を失わず比較的長期間の使用に耐えるもの

(2) 消耗品 使用によってその性質若しくは形状が変質、消耗若しくは損傷しやすいもの又は贈与を目的とするもの

2 前項の規定にかかわらず、1品の取得価格が1万円未満の物品(机、椅子及び公印を除く。)は、消耗品とする。

3 第1項第1号の備品の分類は、別表第1のとおりとする。
(重要物品)

第4条 1品の取得価格が100万円以上の備品及び自動車(二輪のものを除く。)を重要物品とする。

第5条 [略]

(補助職員の設置)

第6条 会計管理者の事務を補助する職員は、物品出納員及び物品分任出納員並びに管財課職員のうち管財課長が指定する職員とする。

2 [略]

(物品出納員等の職務)

第7条 [略]

2 [略]

第8条～第9条 [略]

(併任)

第10条 物品出納員及び物品分任出納員が市長の事務部局の職員でないときは、当該職員は、当該職にある間市長の事務部局の職員に併任されたものとする。

第11条 [略]

(購入)

第12条 課長は、物品(次条第1項の年間単価契約物品を除く。)の購入を必要とするときは、物品購入依頼書により、管財課

2 前項の備品の分類は、別表第1のとおりとする。

第4条 [略]

(補助職員の設置)

第5条 会計管理者の事務を補助する職員は、物品出納員、物品分任出納員及び物品管理者並びに管財課職員のうち管財課長が指定する職員とする。

2 [略]

3 物品管理者は、各課の課長とする。
(物品出納員等の職務)

第6条 [略]

2 [略]

3 物品管理者は、会計管理者の命を受け、その課における備品の台帳管理を行う。

第7条～第8条 [略]

(併任)

第9条 物品出納員、物品分任出納員及び物品管理者が市長の事務部局の職員でないときは、当該職員は、当該職にある間市長の事務部局の職員に併任されたものとする。

第10条 [略]

(購入)

第11条 課長は、物品の購入を必要とするときは、物品購入依頼書により、管財課長に依頼しなければならない。

長に依頼しなければならない。

- 2 管財課長は、前項の規定による依頼があったときは、その内容を審査の上、購入しなければならない。
- 3 管財課長は、前項の規定により購入の契約を締結したときは、契約書等を課長に、購入物品出納通知書を物品出納員及び物品分任出納員に、それぞれ送付しなければならない。

第13条 [略]

(購入の代行)

第14条 次に掲げる物品の購入は、第12条第1項の規定にかかわらず、課長において代行するものとする。

- (1) 図書、定期刊行物、地図その他これらに類するもの
- (2)～(6) [略]

(7) 前各号に定めるもののほか、1品2,000円未満で合計金額が2万円未満の物品のうち市長が必要と認めるもの

(8) [略]

第15条～第18条 [略]

(寄附)

第19条 課長は、物品の寄附があったときは、物品出納通知書により、重要物品にあつては物品出納員に、普通物品(重要物品以外の備品をいう。以下同じ。)にあつては物品分任出納員に通知しなければな

2 前項の場合において、年間単価契約物品の購入を依頼するときは、物品購入依頼書を省略するものとする。

3 管財課長は、第1項の規定による依頼があったときは、その内容を審査の上、購入しなければならない。

4 管財課長は、前項の規定により購入の契約を締結したときは、契約書等を課長に、購入物品出納通知書を物品出納員及び物品分任出納員に、それぞれ送付しなければならない。ただし、年間単価契約物品の購入については、この限りでない。

第12条 [略]

(購入の代行)

第13条 次に掲げる物品の購入は、第11条第1項の規定にかかわらず、課長において代行するものとする。

- (1) 図書、定期刊行物、地図その他これらに類する物品
- (2)～(6) [略]
- (7) 年間単価契約物品(3月に購入する場合に限る。)

(8) 前各号に定めるもののほか、購入予定金額の合計額が5万円未満の物品

(9) [略]

2 前項の規定による代行の際の物品の購入契約において指名する業者は、管財課長が作成する物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者の中から選定するものとする。この場合において、選定が特定の者に偏しないよう留意しなければならない。

第14条～第17条 [略]

(寄附)

第18条 課長は、物品の寄附があったときは、物品出納通知書により、重要備品にあつては物品出納員に、普通備品にあつては物品分任出納員に通知しなければならない。

らない。

第20条 [略]

(処分)

第21条 [略]

2 課長は、物品を譲渡しようとするときは、物品出納員に合議しなければならない。

3 課長は、物品を廃棄又は譲渡したときは、直ちに物品出納通知書により、重要物品にあつては物品出納員に、普通物品にあつては物品分任出納員に通知しなければならない。

(亡失、き損物品の処理)

第22条 課長は、物品の亡失、き損その他の事故が発生したときは、速やかに物品出納通知書により、重要物品にあつては物品出納員に、普通物品にあつては物品分任出納員に通知しなければならない。

第23条 [略]

(管理換え及び所属換え)

第24条 [略]

2 前項の管理換え又は所属換えは、物品処理書により行うものとする。この場合において、重要物品を受け入れた課長は、直ちに物品処理書によりその旨を物品出納員に通知しなければならない。

3 [略]

(重要物品の報告)

第25条 課長は、毎年5月31日までに前年度において増減した重要物品を調査し、物品出納通知書により物品出納員に報告しなければならない。

(台帳等)

第26条 物品出納員は、次に掲げる台帳を備え、物品の増減等の記録をし、整理しなければならない。

(1) 重要物品台帳

(2) その他必要な台帳

2 課長は、次に掲げる台帳を備え、備品の

第19条 [略]

(処分)

第20条 [略]

2 課長は、重要備品を譲渡しようとするときは、物品出納員に合議しなければならない。

3 課長は、備品を廃棄又は譲渡したときは、直ちに物品出納通知書により、重要備品にあつては物品出納員に、普通備品にあつては物品分任出納員に通知しなければならない。

(亡失、き損備品の処理)

第21条 課長は、備品の亡失、き損その他の事故が発生したときは、速やかに物品出納通知書により、重要備品にあつては物品出納員に、普通備品にあつては物品分任出納員に通知しなければならない。

第22条 [略]

(管理換え及び所属換え)

第23条 [略]

2 前項の管理換え又は所属換えを行う場合で、備品の管理換え又は所属換えを行うときは、物品処理書によるものとする。この場合において、重要備品を払い出した課長は、直ちに物品処理書によりその旨を物品出納員に通知しなければならない。

3 [略]

(重要備品の報告)

第24条 物品管理者は、毎年4月30日までに前年度において増減した重要備品を調査し、物品出納通知書により物品出納員に報告しなければならない。

(台帳等)

第25条 物品出納員は、重要備品台帳を備え、重要備品の増減等の記録をし、整理しなければならない。

2 物品管理者は、次に掲げる台帳を備え、

登録等の記録をし、整理しなければならない。 (1)～(2) [略] 第27条～第30条 [略] [別表第2 別記]	備品の登録等の記録をし、整理をしなければならない。 (1)～(2) [略] 第26条～第29条 [略] [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第6条関係)

設置箇所	物品出納員	委任事務
[略]		

[改正後 別記]

別表第2(第5条、第8条、第10条関係)

設置箇所	物品出納員に 充てる職	委任事務
[略]		

那覇市規則第46号

平成23年11月 1 日

那覇市こども政策審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市こども政策審議会規則の一部を改正する規則

那覇市こども政策審議会規則(平成19年那覇市規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任期) 第4条 [略] <u>2</u> [略] 付 則 この規則は、公布の日から施行する。	(任期) 第4条 [略] <u>2</u> 正委員は、再任されることができる。 <u>3</u> [略] 付 則 <u>1</u> この規則は、公布の日から施行する。 <u>2</u> 平成23年11月21日において現に正委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 96 号

平成 23 年 10 月 5 日

掲 示 済

平成 22 年度決算に基づく資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 22 年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度決算に基づく資金不足比率

(単位 : %)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	—	20.0
那覇市下水道事業会計	—	

(備考) 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

那覇市告示第 97 号

平成 23 年 10 月 7 日

掲 示 済

町の区域の設定について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条第 1 項の規定により、別図 1 に示す字の区域及びその名称を別図 2 に示すとおり変更する旨届出があったため、同条第 2 項及び沖縄県の事後処理の特例に関する条例 (平成 12 年沖縄県条例第 4 号) 第 2 条の規定により告示する。

なお、上記の処分は、平成 23 年 11 月 14 日から効力を生ずるものとする。

那覇市長 翁 長 雄 志

別図 1

字楚辺、字古波蔵の一部、字壺川及び字二中前地区 現況図



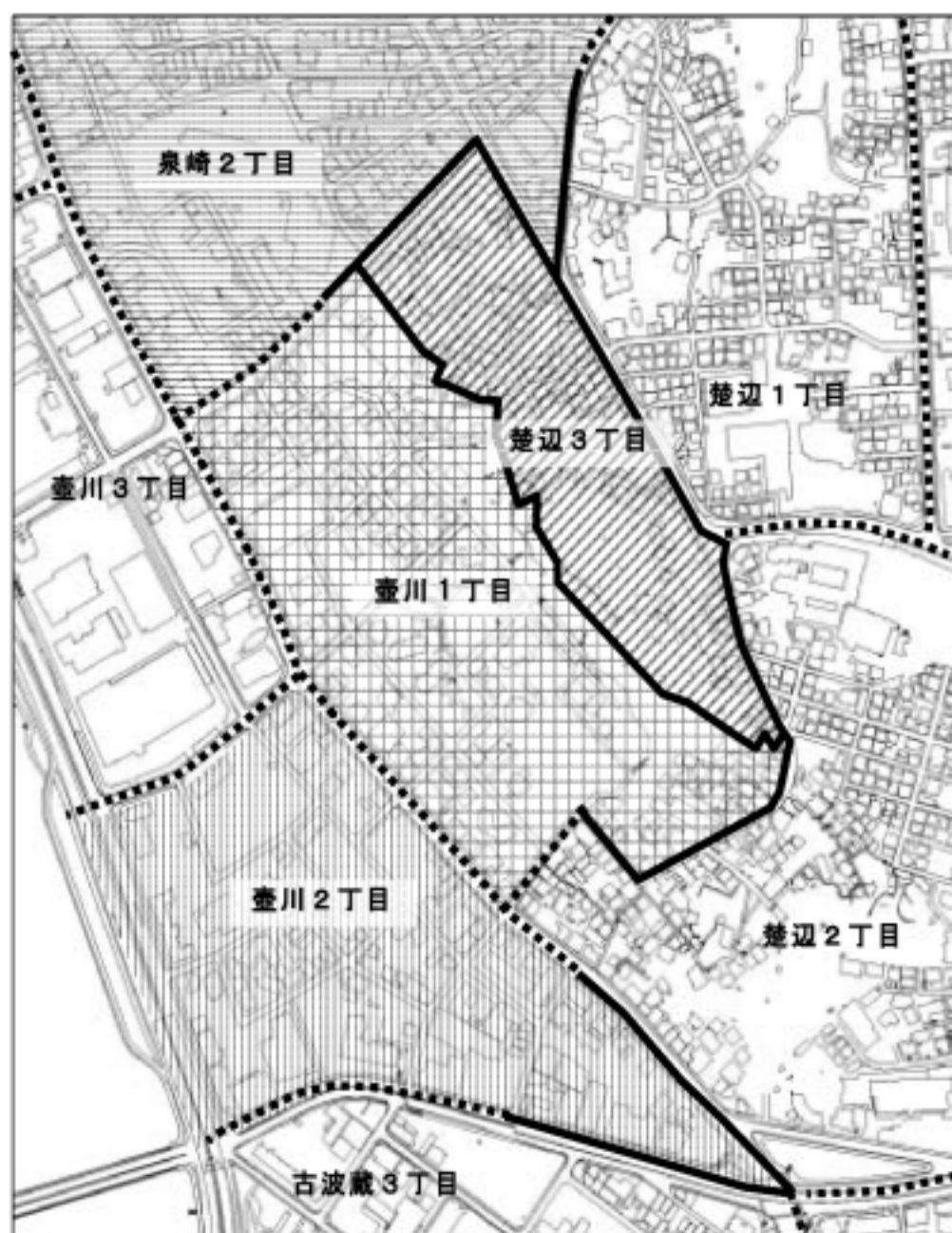
凡例

現町字界

.....

別図 2

字楚辺、字古波蔵の一部、字壺川及び字二中前地区 町界町名整理図



凡例

現町字界		壺川 1 丁目	
新町字界	————	壺川 2 丁目	
楚辺 3 丁目		泉崎 2 丁目	

那覇市告示第 98 号
平成 23 年 10 月 7 日
掲 示 済

住居表示の実施について

住居表示に関する法律(昭和 37 年法律第 119 号)第 3 条第 3 項の規定に基づき、住居表示を実施する区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を次のとおり告示する。

その関係図面は、那覇市都市計画部市街地整備課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|---------------------|---|
| 1 実 施 区 域 | 那覇市楚辺 3 丁目、壺川 1 丁目の一部、壺川 2 丁目の一部
及び泉崎 2 丁目の一部(別図 1 のとおり) |
| 2 実 施 期 日 | 平成 23 年 11 月 14 日 |
| 3 住居表示の方法 | 街区方式 |
| 4 街区符号及び
住 居 番 号 | 別図のとおり(別図省略) |

別図 1

楚辺 3 丁目、壺川 1 丁目の一部、壺川 2 丁目の一部及び泉崎 2 丁目の一部

住居表示実施区域図



凡例

住居表示実施区域

那覇市告示第 100 号

平成 23 年 10 月 12 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び同施行規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成23年9月2日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院

理事長 奥儀實津夫



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業 務 の 名 称	診療業務
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成23年9月2日
目 的 外 利 用 等 を す る 個 人 情 報 の 内 容	患者氏名、性別、生年月日、現住所、診断名、進行度、 悪性新生物の既往、初診年月日、症状初発年月日、 診断(疑診)年月日、入院の有無、診断方法、治療方法、 現在の状態、紹介した医療機関名、受診動向等 90件
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	条例第9条第1項第5号に該当(審議会の意見)
新たな利用課又は提供先	沖縄県知事
所 管 部 課	独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

那覇市告示第 101 号

平成 23 年 10 月 14 日

掲 示 済

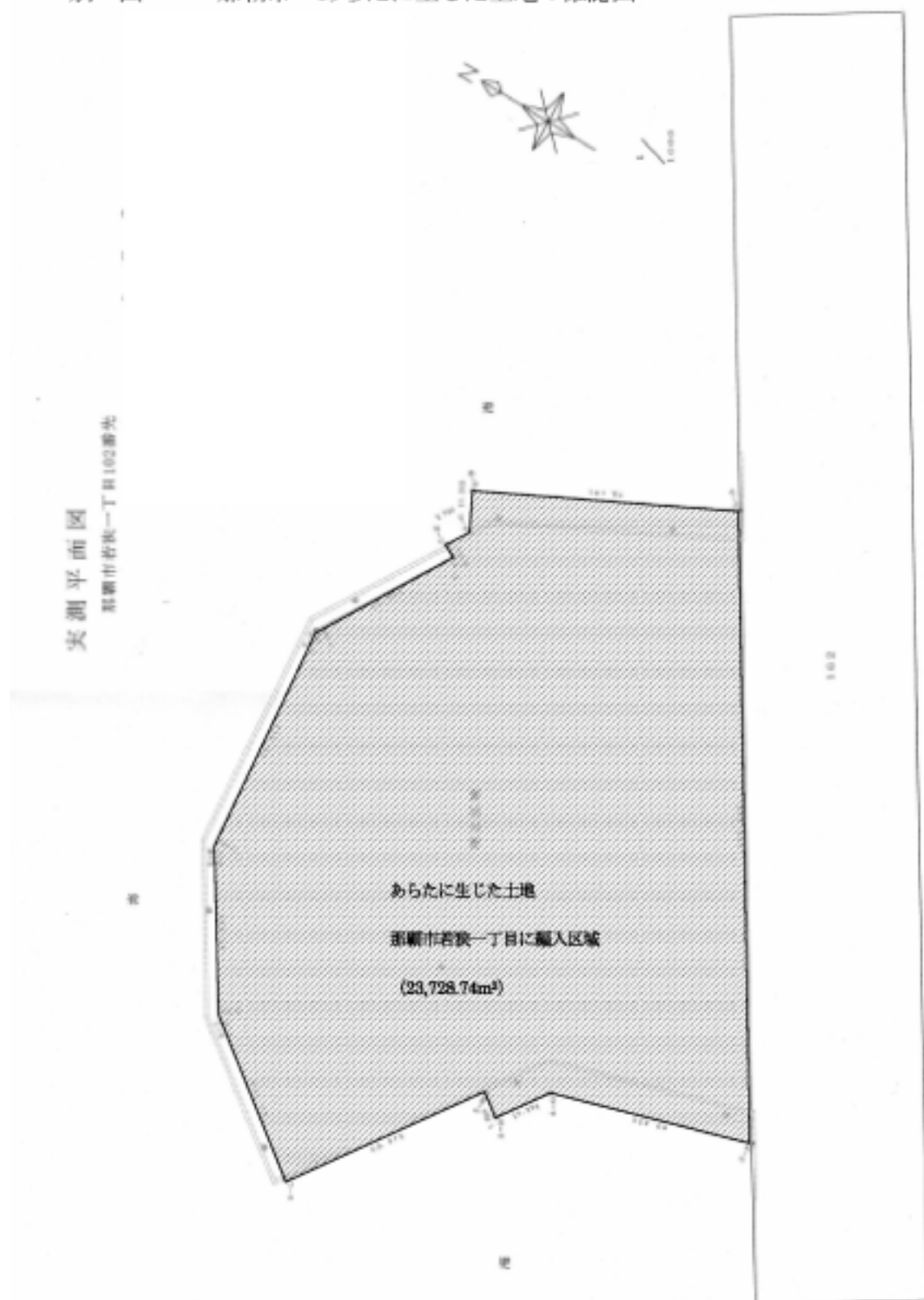
あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、あらたに生じた次の土地を確認した旨届出があったため、同条第 2 項及び沖縄県の事後処理の特例に関する条例（平成 12 年沖縄県条例第 4 号）第 2 条の規定により告示する。

- | | | |
|---|-------|------------------|
| 1 | 土地の所在 | 別図の土地 |
| 2 | 地積 | 23,728.74 平方メートル |

那覇市長 翁 長 雄 志

別 図 那覇市 あらたに生じた土地の確認図



この図面は平成23年6月8日現在の不動産登記法第14条第1項の地図に基づくものです。
ただし、あらたに生じた土地については、那覇西道路整備事業に係る図面に基づくものです。

那覇市告示第 102 号

平成 23 年 10 月 14 日

掲 示 済

町の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり町の区域を変更する旨届出があったため、同条第 2 項及び沖縄県の事後処理の特例に関する条例（平成 12 年沖縄県条例第 4 号）第 2 条の規定により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年那覇市告示第 101 号別図に示すあらたに生じた土地 23,728.74 平方メートルを若狭一丁目の区域に編入し、その区域を変更する。

那覇市告示第 110 号

平成 23 年 11 月 1 日

平成 23 年（2011 年）9 月那覇市議会定例会で議決された平成 23 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 23 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 110,634 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,835,176 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		千円 3,432,013	千円 5,383	千円 3,437,396
	1 他会計繰入金	3,432,012	5,383	3,437,395
11 諸収入		4,184,373	116,017	4,068,356
	3 雑入	4,180,717	116,017	4,064,700
歳 入 合 計		41,945,810	110,634	41,835,176

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 701,724	千円 1,450	千円 703,174
	1 総務管理費	514,844	945	515,789
	2 徴税費	109,911	505	110,416
2 保険給付費		24,420,378	0	24,420,378
	1 療養諸費	21,040,450	0	21,040,450
10 諸支出金		36,202	52,293	88,495
	1 償還金及び 還付加算金	36,201	1,590	37,791
	2 繰出金	1	50,703	50,704
12 繰上充用金		2,250,000	164,377	2,085,623
	1 繰上充用金	2,250,000	164,377	2,085,623
歳 出 合 計		41,945,810	110,634	41,835,176

第 2 表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
コンビニエンスストア 収納代行業務委託事業	平成 23 年度から 平成 26 年度まで	15,156

那覇市告示第 111 号

平成 23 年 11 月 1 日

掲 示 済

平成23年(2011年)9月定例会で議決された平成23年度那覇市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成23年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

平成23年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,505千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,596,584千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 繰入金		542,093	1,549	543,642
	1 一般会計繰入金	542,093	1,549	543,642
4 繰越金		1	18,828	18,829
	1 繰越金	1	18,828	18,829
5 諸収入		3,405	6,128	9,533
	2 償還金及び還付加算金	3,050	6,128	9,178
歳 入 合 計		2,570,079	26,505	2,596,584

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 26,867	千円 1,549	千円 28,416
	2 徴収費	11,935	1,549	13,484
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,540,161	16,993	2,557,154
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,540,161	16,993	2,557,154
3 諸支出金		3,051	7,963	11,014
	1 償還金及び還付加算金	3,050	6,111	9,161
	2 繰出金	1	1,852	1,853
歳 出 合 計		2,570,079	26,505	2,596,584

第 2 表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
コンビニエンスストア 収納代行業務委託事業	平成 23 年度から 平成 26 年度まで	4,103

公 告

那覇市公告第 166 号

平成 23 年 10 月 20 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。ただし、職権消除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 19 号

平成 23 年 10 月 13 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

指定（登録）番号	第 134 号
指定工事店名	沖縄パナソニック特機株式会社
営業所所在地	那覇市西 2 丁目 15 番 1 号
代表者名	木村 隆夫
指定の有効期間	平成 19 年 4 月 1 日 平成 24 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 23 年 9 月 20 日
異動事由	代表者の変更

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 11 号

平成 23 年 10 月 12 日

公 布 済

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会

委員長 城 間 勝

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例(平成 22 年那覇市条例第 5 号)付則
ただし書きに規定する規定の施行期日は、平成 23 年 11 月 1 日とする。

監査委員公表

那 監 公 表 第 3 号

平成 23 年 11 月 1 日

那覇市監査委員

大 嶺 英 明

同

宮 里 善 博

同

久 高 将 光

同

喜 舎 場 盛 三

平成 23 年度前期定期監査の結果に対する措置について (公表)

平成 23 年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び教育長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 23 年度定期監査 (前期) の結果に伴う措置状況について**経済観光部****○ 商工農水課****1 農業ボランティア育成事業について (注意事項)**

農業ボランティア育成事業は、農業に関心のある市民を対象に基礎的な農業研修を行い、本市の農家に対する農業ボランティアとして育成するため講座を開設し、農家での手伝いなど、農家に対するボランティア活動支援を目的としている。

講座終了後の農業ボランティア活動の実績がみられないことから、今後の事業実施にあたっては、事業計画を検証のうえ適切な予算要求を行うとともに、しっかり事業構想を立て現状の課題分析を行い、事業手法を工夫する等改善に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

農業ボランティア活動を促進するため、農協が取り組んでいる農作業人材サポートシステムの活用を検討します。今後の事業実施にあたっては、ボランティア育成講座と農作業人材サポートシステムの連携が図られるよう適切な予算措置と事業内容を検討します。

2 若年者雇用安定化推進事業について (要望事項)

若年者雇用安定化推進事業については、国庫補助事業等を活用して実施する

事業であるが、26.7%と低い執行率となっている。

若年者雇用対策推進事業は、本市にとって重要課題のひとつとして平成 15 年から実施してきている。対象労働者となる国のトライアル雇用の申請状況の実態を十分把握できていないこと、ハローワークから個人情報の保護を理由に十分な協力が得られていないこと、また、国の若年雇用奨励金の制度が拡充されてきたことなどが本市奨励金制度の利用低迷の一因と考えられる。

本市奨励金制度の周知を図るためハローワークとの連携調整も進められているようであるが、今後とも連携を深めるとともに、より活用しやすい制度となるよう改善工夫に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

若年者雇用安定化推進事業は、国のトライアル雇用助成金を受給した事業所が対象となること、簡素な手続きで受給できること、事業所にとってもメリットがあることから、本市在の当該トライアル雇用申請事業所の情報の提供を所管のハローワークに引き続き要請するとともに、なは市民の友、ホームページ等による広報や商工会議所を始め関係機関団体及び事業主に対する積極的な周知活動を通じ事業の利用実績の向上に努めます。

さらに、現行制度の対象年齢を国のトライアル雇用制度と整合するように 30 歳未満から 40 歳未満への引き上げや、企業の雇用継続のインセンティブがより働くように助成金額の引き上げ等、効果的な制度となるように検討・見直していきます。

○ なはまちなか振興課

第一牧志公設市場再整備合意形成推進業務委託について（注意事項）

第一牧志公設市場再整備合意形成推進業務委託については、市場事業者及び周辺事業者等との合意形成をする事業であるが、業務委託契約を年度後半の平成 22 年 12 月 15 日に締結している。

この結果、十分な契約期間が確保されず、ひいてはこの事業の遅れにより公設市場の再整備検討事業に係る全体スケジュールの進捗にも影響を及ぼしかねない。事業の執行にあたっては、年度当初に的確に事業計画を策定し、迅速に事業成果が得られるよう努められたい。

□ 注意事項に関する措置

業務委託については、早期の契約締結を目指し、年度当初の事務処理を早めるとともに、十分な事業成果が得られるよう努めてまいります。

○ 観光課

観光案内板多国語充実事業について（注意事項）

観光案内板多国語充実事業については、経済危機対策臨時交付金を活用し、平成 21 年 9 月補正予算で計上されたが、事業実施のため各種手続き調整が遅れ平成 22 年度へ予算が繰越された。しかしながら、平成 22 年度においてもこれらの調整が長引き、事業完了できず平成 23 年度へ予算の一部を繰越した。

事業の遅れは、事業構想や事業計画の準備が十分練られていないのが主な要因だと思われる。結果として、本市の観光経済面へ影響を及ぼしていることも

考えられる。事業の実施にあたっては、計画性をもって早期に事業完了されるよう努められたい。

□ 注意事項に関する措置

観光案内板多国語充実事業は、平成 21 年 9 月に供用を開始しました若狭クルーズ船専用バスから国際通りまでの周辺案内板や表示案内板を従来の日本語と英語表記に、中国語、韓国語を加えて整備する事業です。

国際通り等の周辺案内板については平成 23 年 10 月初めまでに、若狭クルーズ船専用バスの周辺案内板、及び平和通り等の地面埋込表示板は同年 10 月末までに設置完了する予定であり、同事業につきましては同年 12 月末までに周辺案内板等、那覇市ぶんかテンプス館前広場整備など全ての工事を完了する予定です。

事業の実施にあたって、今後は、綿密に計画を立案し、確実に実行することによって早期に事業が完了するよう努めます。

環境部

○ 環境政策課

1 家庭用生ごみ処理機器購入奨励金交付事業について（注意事項）

家庭から排出される生ごみの減量を推進するため、生ごみ処理機器を購入する市民に対し奨励金を交付しているが、当年度予算額 450 万円（150 件）に対し交付額 183 万 4,882 円（91 件）と執行率 40.8%にとどまっている。

前回定期監査においても、当該事業の手法等について検討し事業効果を高めるよう要望したところであるが、補助割合を引き上げるなど一部対応策は講じられているものの、執行率がさらに落ち込んだ状況となっている。

今後は、当該交付事業の市民への広報啓発の強化や、これまでの奨励金交付者に対するフォローアップ調査等を行い、普及の上での課題を検証するとともに、中・長期的な数値目標を定めるなど、効果的な事業内容及び手法の検討に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

平成 23 年度 6 月末時点での交付実績は、34 万 4,913 円（16 件）となっており、当初予算 200 万円（100 件）に対する執行率は 17%と依然として低調に推移しております。

今年度は、平成 18 年度から平成 22 年度に奨励金の交付を受けた 614 世帯から無作為に抽出した 100 世帯に対してアンケート調査を行ない、各世帯の利用実態や課題を検証する予定です。また、生ごみ処理機器販売店に対し、申請書類の店頭設置について依頼する予定です。市民への広報啓発については、従来の広報誌やホームページ、ラジオ、環境イベント等での告知に加え、緊急雇用創出事業で実施する地域説明会等により、家庭用生ごみ処理機器の普及を図っていきたいと考えております。

2 意識啓発講座業務委託及び講座用バス賃借料について（注意事項）

地球温暖化対策啓発事業における意識啓発講座業務委託料（20 万円）及び講

座用バス賃借料(19万5,712円)については、同講座実施を職員やエコライフサポーターにより対応したため、全額未施行となっている。

経費を節減したことについては評価できるが、事業の実施については事業計画を適確に策定し、適切な予算計上をされたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、予算要求時に適確な事業計画に努め、適切な予算計上を行います。

生涯学習部

○ 総務課

光熱水費の歳出予算執行について(注意事項)

庁舎維持管理費の光熱水費不足により299万4千円の増額補正をした。

その後、管理会社による電気料金の誤徴収が分かり、156万4,084円が返還され戻入続した結果、予算残額は207万3,491円となっている。

予算執行にあたっては、事業に係る支出経費を精査し適切な予算執行となるよう注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

12月補正の資料作成・提出を行った9月の時点では、明らかに金額が不足しており、補正手続きを行わなければならなかった。その後、泊ふ頭開発株式会社から誤徴収通知(12/3付)があったが、その誤徴収金の返還方法や時期等が未定だったため補正要求の取下げが間に合わず、不用額を出す結果になってしまった。

今後同様の誤りが生じないように、同社に対して注意・要望を行っており、予算執行にあたっては、同社からの請求内容(算定方法を含む)を確認し、適切な予算執行となるよう努めてまいります。

○ 生涯学習課

公有財産取得通知について(注意事項)

(仮称)牧志・安里公民館図書館は、平成23年3月までには建物工事完了に伴い土地と建物(保留床購入分)の所有権保存に関する登記事務手続きは取られて管理移管されている。しかしながら、建物の従物としてのプラネタリウム機器、内装工事における建築、電気、機械、防犯機器等(工事請負金額計4億3,352万円)の公有財産の取得通知手続きがとられていない。

那覇市公有財産規則第11条(財産の取得通知)の規定に基づき、速やかに取得通知を行い、資産の状況を把握できるように留意され、適正な財産管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

那覇市公有財産規則に基づき、公有財産の取得通知を行いました。

○ 文化財課

1 伊江御殿別邸庭園用地買い上げ事業について (注意事項)

国指定名勝である伊江御殿別邸庭園については、土地売買契約書により同土地内にある木造瓦葺平屋建居宅と茶室の寄附を受けた。

しかしながら、庭園部分の立木及び工作物については、土地売買契約書には記載がなく、口頭による寄附となっている。

那覇市公有財産規則第7条によると財産の寄附を受ける場合は、契約書案又は寄附申込書を調えなければならないと規定されている。

取得した財産の権利関係を明確化し、適正な財産管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

前所有者から立木及び工作物の寄附申込書を受け、寄附を承諾しました。

2 字大嶺村跡分布調査業務委託料について (注意事項)

那覇空港大嶺地区埋蔵文化財分布調査事業として、字大嶺村跡分布調査業務委託料(5,793万4千円)を予算計上し、一般競争入札の結果、落札額(2,168万2,500円)、落札率37.9%となった。予算残額については、減額補正(3,155万円)をしている。

当初予算の見積もりにあたっては、適確な算定を行い適切な予算計上となるよう注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

埋蔵文化財の委託業務に関する積算は、土木・建築工事のように明確な基準がないのが現状です。従って、現在は複数の業者から見積を徴することで行っており、今回も数社の見積から最も低い見積額を妥当な額として、予算計上を行いました。しかし、実際の入札結果は予算額を大きく下回るものとなりました。同様の問題は全県的に発生しており、今後の委託業務積算に関しては、県の指導を仰ぎ他市町村とも協議しながら、検討してまいりたいと思います。

○ 施設課

1 修繕料等の契約状況について (注意事項)

神原中学校のトイレブース等修繕業務及びその他複数の業務において、結果として同一業者と2回に分割して随意契約を行っているケースがある。同種同様な工事の発注は工期などを工夫することにより一括発注も可能であることから、今後は修繕計画を十分に精査し競争入札に付するなど効率的な事業執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

学校施設の修繕等においては、コンクリートの剥落、雨漏り、建具の脱落、漏電・漏水など、緊急に修繕を施さなければ日常の学校運営や児童・生徒の安全確保に支障が生じる恐れがあるケースも多々あり、このような緊急に対応しなければならない修繕については、専門業者に緊急対応として発注する場合があります。

しかしながら、指摘にありますように、結果として分割発注と変わらない修繕発注もあったことから、今後は、緊急を要しない修繕においては、修繕計画を十分に精査し、同種同様な修繕等の発注にあたっては競争入札に付するなど、効率的な事業執行に努めてまいります。

2 学校割当予算について (要望事項)

施設課における、光熱費等の学校割当予算の各学校への再配当は、その根拠規定が不明確であり早急に根拠規定を明確にされたい。

□ 要望事項に関する措置

学校割当予算は、施設課以外の課においても取扱っているため、今後、関係各課と調整を行い、規程等の整備に努めてまいります。

学校教育部

○ 学校教育課

学校緑のカーテン事業について (注意事項)

学校緑のカーテン事業の修繕料の契約は、各学校毎の随意契約にて行われている。契約の原則は競争入札であることから、例えば複数校を一つのグループとして、一括発注するなど競争入札を検討し効率的な予算執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今後同様の事業執行に当たっては、地方自治法施行令及び那覇市契約規則の規定に基づき競争入札を導入し、効率的な予算執行に努めてまいります。

○ 総合青少年課

メンタルヘルス・カウンセリング事業について (要望事項)

平成 22 年度における不登校、登校渋り等の相談ケースで、高校受験をしたのは 21 人である。(そのうち 16 人は受験対策の学習支援(1月～3月上旬)にも参加している。)その結果、合計 19 人が高校合格を果たしている。

不登校、不適応相談ケースの中には、発達障がい等が背景にあるケースも多く、継続相談により支援を続けている。単発の相談を含め年度末までに全体の約 55%が好転し、相談業務を終えた。その他のケースについてもそれぞれ改善を示している。今後とも相談業務等の充実に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

様々な背景により、不登校及び不適応相談の悩みをもつ児童生徒の相談に対応し、問題の改善・解決が図れるように努めます。

○ 学校給食課

1 学校給食関係職員の貸与被服購入について (是正事項)

学校給食調理員等の貸与被服(上着・ズボン・調理靴等)について、次年度

の使用に供することを目的に当該年度末に購入し（支払額 218 万 9,845 円）貸与している。財政法第 12 条及び地方自治法第 208 条第 1 項で「各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない」（会計年度独立の原則）とされており法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

□ 是正事項に関する措置

今回の指摘をふまえ、今後は支給被服の消耗を勘案しながら購入時期と支給時期を調整し、年度当初に発注・購入して当該年度の業務に使用させます。

2 首里学校給食センター用地賃借契約の遡及適用について（是正事項）

本契約は、契約期間が平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの契約について平成 22 年 4 月 1 日付けで契約すべきところ、平成 22 年 4 月 7 日付けで契約し、平成 22 年 4 月 1 日に契約対象期間を遡及適用している。地方自治法第 234 条第 5 項で「その委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。」とされている。この契約については昨年度も同様の事務処理が行われている。今後は法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

□ 是正事項に関する措置

今回の指摘をふまえ、今後は契約相手方との事前調整を早めに行い、4 月 1 日付けで契約を行います。

3 学校給食残菜回収処理業務委託について（要望事項）

学校給食の献立は児童・生徒の健康増進及び食育の推進を図るために所定の栄養基準量等を参考に地域の実態（家庭での栄養摂取状況等）を配慮して作成されている。

平成 22 年度実施の給食残量調査では副食の残量率が小学校 1 割強、中学校 2 割弱という結果がでている。

児童・生徒の心身の健全な発達の促進及び学校給食残菜回収業務委託の経費削減を図るため学校給食の食べ残しの減量に向けた取組強化を行い効率的、効果的な事業の執行に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

今後とも、学級担任と学校栄養職員が連携・協力（チームティーチング）し、給食時間、学級活動及び保健体育等関連教科において、食の大切さを知る「食育」の授業実践を充実、展開することにより、給食残量の改善・減量を図るとともに、効率的、効果的な事業の執行に努めてまいります。